

札幌市東区に所在する留保財産の 利用方針の策定について

説明資料

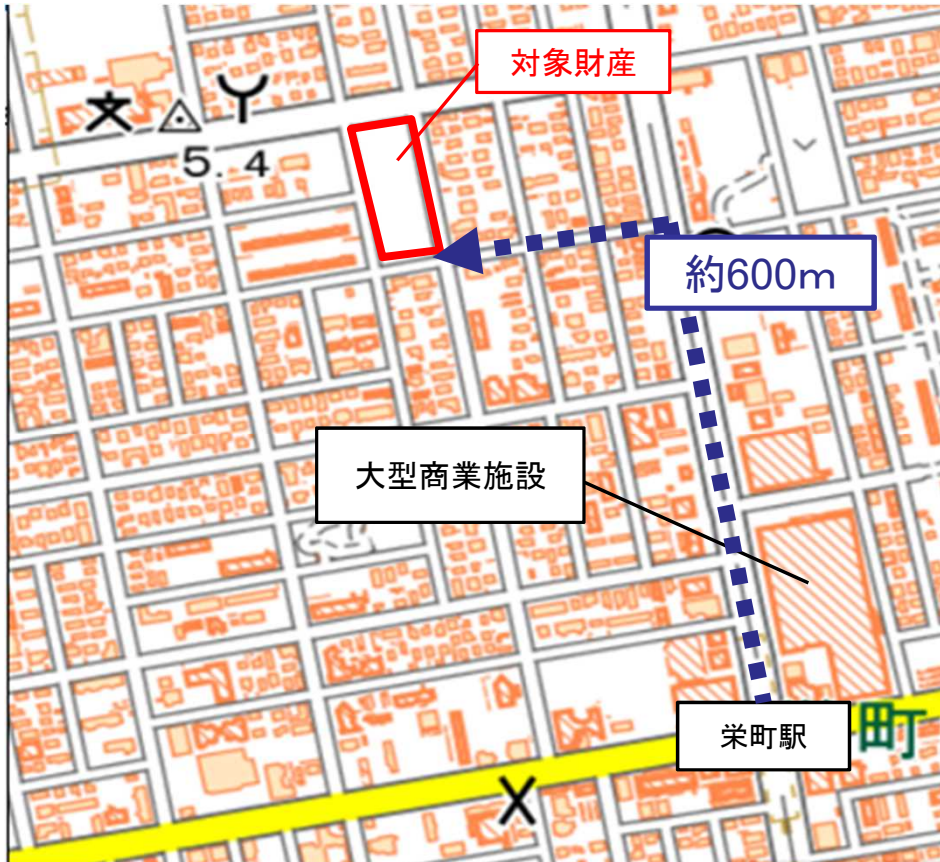
1. 国有地の概要（基本情報）

所在地	札幌市東区北45条東14丁目7番、8番
区分・数量	土地・4,220.13㎡
旧用途	国家公務員宿舎
用途地域 (建ぺい率／容積率)	第一種住居地域(60％／200％)
上位計画	複合型高度利用市街地(札幌市都市計画マスタープラン) 集合型居住誘導区域(札幌市立地適正化計画)

1. 国有地の概要（沿革）

- 本財産は、北海道防衛局が宿舎敷地として使用してきたもの。
- その後、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づき宿舎が廃止され、建物解体後、平成30年2月に当局に財産が引き継がれた。
- 令和元年11月の第95回国有財産北海道地方審議会において、『留保財産』に選定。

1. 国有地の概要（財産の位置・周囲の状況）



「地図データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

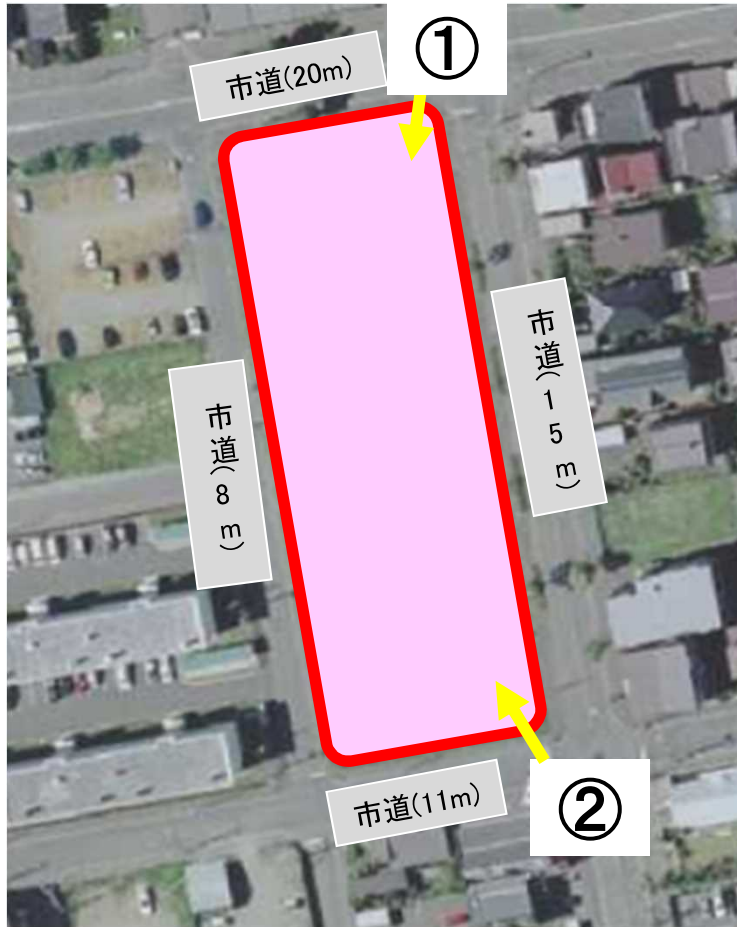


「空中写真データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

【周囲の環境】

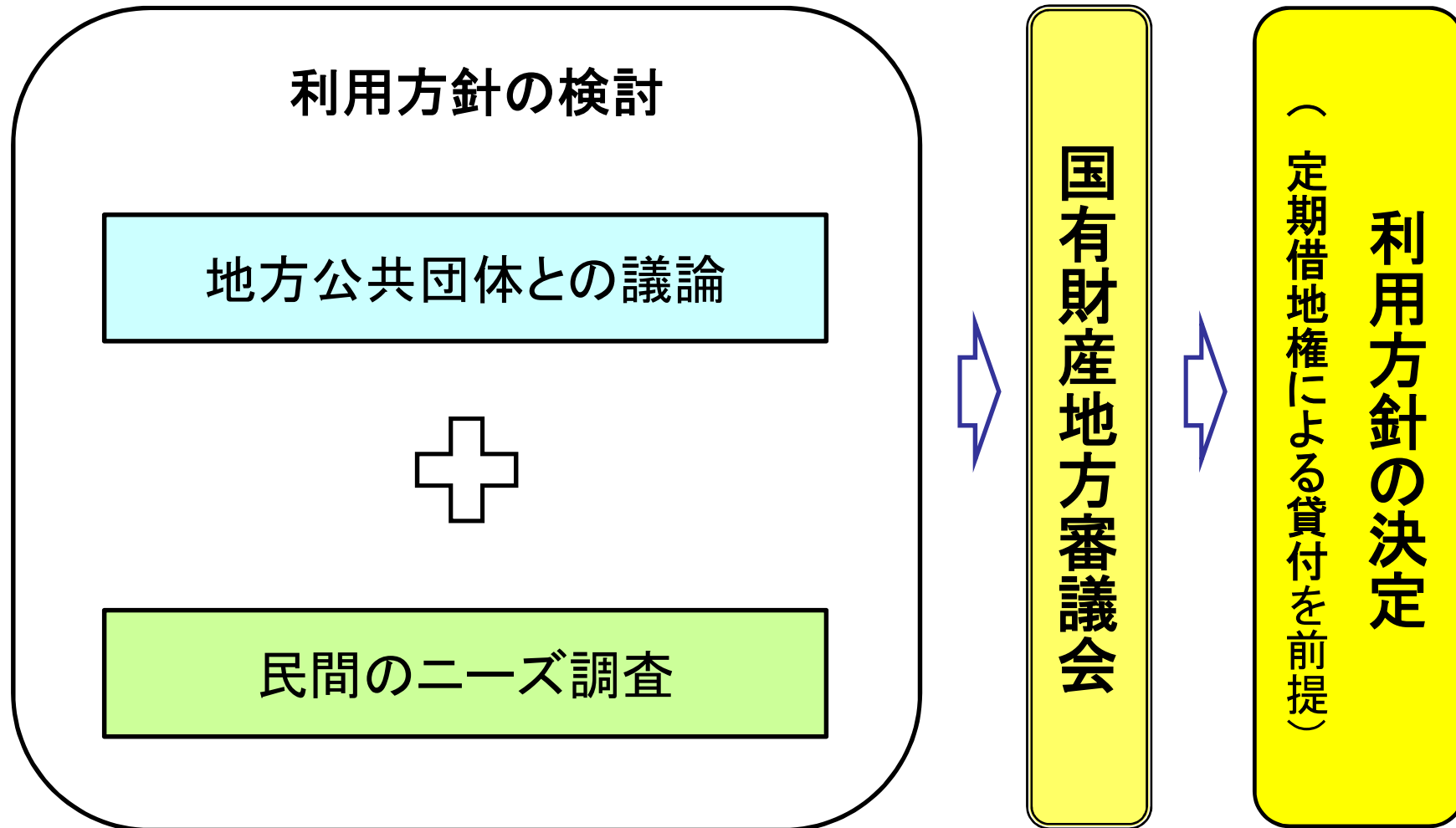
地下鉄栄町駅周辺に商業施設が集積しており、本地周辺は南側と西側にコンビニがあるほかは、戸建住宅、低層アパートを中心とした住居地域

1. 国有地の概要（接道状況）



「空中写真データ」(国土地理院<http://maps.gsi.go.jp/>)をもとに北海道財務局作成

2. 留保財産の利用方針決定プロセス



2. 留保財産の利用方針決定プロセス

No	施設用途等※1	契約方式	定期借地の類型 (貸付期間)	
			一般 (50年以上)	事業用 (10～30年)
1	公共随意契約対象施設※2	随意契約	○	○
2	複合施設※3	二段階一般競争入札※4	○	○
3	民間収益施設	二段階一般競争入札※4	×	○
4	その他(地域の意見なし)	随意契約※5	○	○
		二段階一般競争入札※4	×	○

※1 マンション分譲等、不特定又は多数の者に対して定期借地権を分割して譲渡・転貸を行うことは原則不可

※2 地方公共団体が直接事務・事業の用に供する場合や、介護・保育などの公共性の高い施設の用に供する場合の随意契約の対象となる施設

※3 公共随意契約対象施設と民間収益施設の複合施設

※4 土地利用等に関する企画提案を審査し、審査を通過した者を対象に価格競争を行う入札方式

※5 当局ホームページで定期借地権を前提とした利用要望を受け付け、公共随意契約の適格要件を有する相手方・用途での要望があった場合に限る

3. これまでの取り組み（地方公共団体との議論）

（1）札幌市

「札幌市に所在する未利用国有地の最適利用を図る検討会」を設置（R2.2.14）し、留保財産の利活用方法等について継続的に議論

- ◆ 札幌市において、直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望はない。
- ◆ 高齢者施設や子育て施設などの社会福祉施設については、本財産を含め特定のエリアへの誘導は行っていない。

（2）北海道

令和2年7月に往訪し、留保財産の制度概要を説明するとともに、利活用に関する意見・要望を照会。

- ◆ 北海道において、本財産の利活用要望や、利活用に関する意見はない。

3. これまでの取り組み（民間のニーズ調査）

サウンディング型市場調査の実施（令和3年5月28日結果公表）

施設用途	主な意見（東区分抜粋）
<p>社会福祉施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓札幌市内における整備状況を踏まえ、<u>特別養護老人ホーム</u>の整備が考えられる。 ✓3階建の100床規模が想定される。 ✓定期借地期間は最低50年、建物耐用年数(RC造)を考慮すると70年程度が理想的。
<p>民間収益施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓周辺が住宅街であるため、生活利便施設として調剤薬局を配備した<u>ドラッグストア</u>を整備し、余剰地に親和性がある<u>クリニック</u>を誘致する利活用が考えられる。 ✓建築面積350坪(売場面積300坪)程度の平屋建が想定される。 ✓定期借地期間は、20年～30年が適当と考えられる。

4. 利用方針の検討（施設用途等）

No	施設用途等	検討状況	
		適否	理由
1	公共随意契約対象施設	否	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体（札幌市・北海道）において、直接事務・事業の用に供する施設での利活用要望はない。 ✓ 札幌市では、社会福祉施設について、特定のエリアへの誘導は行っていない。
2	複合施設	否	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従って、現状において公共随意契約対象施設の整備を前提とした利用方針案とすることは適当ではない。
3	民間収益施設	否	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サウンディング型市場調査において、社会福祉施設としての利活用の意見が寄せられている中、公共随意契約の対象施設の整備可能性を排除することは適当ではない。
4	その他	適	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以上のとおり、施設用途を特定することはできないため、<u>利用方針案を「その他」とし、『公用・公共用利用優先』という国有地の管理処分原則に則り、まずは社会福祉法人や学校法人などを含めた公的利用要望を照会することが適当。</u> ✓ <u>要望がなかった場合は、民間収益施設を念頭に置いた二段階一般競争入札を実施。</u>

5. 「その他」とした場合の処理の流れ

